（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正）

第百六十二条　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げ、第六号の前に次の一号を加える。

五　心身の故障により住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第二十四条第一項第一号中「第四号」を「第三号」に改める。

第二十六条第一号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　心身の故障により登録事務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律の一部改正）

第百六十三条　民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第二項第四号中イを削り、ロをイとし、ハからホまでをロからニまでとし、への前に次のように加える。

ホ　心身の故障により前項の特定地方管理空港の運営等を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正）

第百六十四条　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　心身の故障により判定の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第五十七条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　心身の故障により評価の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの

第六十条第一項中「又は第三号」を「、第三号又は第四号」に改める。

（住宅宿泊事業法の一部改正）

第百六十五条　住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号を次のように改める。

一　心身の故障により住宅宿泊事業を的確に遂行することができない者として国土交通省令・厚生労働省令で定めるもの

第二十五条第一項第一号を次のように改める。

一　心身の故障により住宅宿泊管理業を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの

第四十九条第一項第一号を次のように改める。

一　心身の故障により住宅宿泊仲介業を的確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの

第十一章　環境省関係

（自然公園法の一部改正）

第百六十六条　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項第一号中「、成年被後見人又は被保佐人」を削り、同項第二号を次のように改める。

二　心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として環境省令で定める者

第二十五条第三項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「禁錮」を「禁錮（こ）」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第二十九条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正）

第百六十七条　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第三号を次のように改める。

三　心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第十五条第三号を次のように改める。

三　心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第二十五条第三号を次のように改める。

三　心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第四十三条の三の七第三号を次のように改める。

三　心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第四十三条の六第三号を次のように改める。

三　心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第四十四条の三第三号を次のように改める。

三　心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第五十一条の四第三号を次のように改める。

三　心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第五十四条第三号を次のように改める。

三　心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第六十一条の四第三号を次のように改める。

三　心身の故障によりその業務を適確に行うことができない者として原子力規制委員会規則で定める者

第六十一条の四第四号中「行なう」を「行う」に改める。